

環境社会配慮ガイドライン包括的検討
⑤人権、ステークホルダー、ジェンダー

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
【5.1 人権にかかる配慮項目とその範囲、配慮対象への社会的弱者の追記の要否】				
1	スライド2	社会的に脆弱なグループの例示として難民国内避難民、高齢者を含めること。(コ)	田辺委員	ご指摘のとおり、ガイドライン上の「社会的に弱い立場にあるもの」の例示をどのように見直すべきか検討します。
2	p.1	「～等(など)」に含まれるとは考えられるが、対象項目として少数民族、難民国内避難民、及び高齢者も追記すべきである。(コ)	長谷川委員	
3	1	ガイドラインにおいて、開発協力大綱で言及される「高齢者」、「難民国内避難民」、「少数民族(もともと記載のある「先住民族」には traditional tribal や land-connected peoples など含まれますか？含まれるのであれば不要と思われる。)」は言及することが望ましいと考えます。(コ)	柴田委員	
4	スライド2	ガイドライン 2.5「社会環境と人権への配慮」および別紙1の社会的に弱い立場の者には、難民国内避難民、高齢者も明示すべきと考えます。(コ)	木口委員	
5	1P	「人権にかかる配慮の範囲」という課題名の表現自体がおかしい。開発協力大綱とGLの間で人権内容の例示範囲が異なると指摘されているが、例えば、日本では、環境権は、既存の自由権にも社会権にも当てはまらない新しい権利といった学者の考え方もあり、どのような内容までを人権範囲に含めるかといった考え方は必要ないであろう。因み	作本委員	ご意見参考にいたします。なお、現行ガイドラインにあるとおり、「JICAは、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する」という文言は維持されるべきと考えています。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>に、開発協力大綱と GL の双方において、「等（など）」と記載されていることから明らかで、例示でどこまでを列記すべきかは、国際水準準拠を目指してきた JICA にとって、自らの経験的な蓄積をむしろ尊重すべきであり、国際人権規約等に依拠してきた現行の GL 対象の範囲を敢えて狭める必要はまったくないであろう。社会的弱者の記載方法についても同様である。（質）</p>		
6	1P	<p>人権保護や基本的人権の尊重は、人類の歴史的な英知として発展してきたものであり、普遍的な価値観（世界人権宣言）に基づくといえるものであり、開発協力大綱の記述や内容よりも上位に位置付けられる。「ビジネスと人権に関する指導原則」に関する我が国の NAP においても、JICA の実績が日本政府から高く評価されてはいるが、JICA の GL は、日本国の法制度を根拠に自然に醸成されてきた制度ではなく、JICA 自身が、質の高い援助を実践するために、また国際レベルに引き上げるために、独自の努力を積み重ねてきた成果というべきものであり、世界に誇れる知的財産ともいうべきものである。開発協力大綱が国内の高度の基本施策であるとはいえ、国際標準を目指す JICA は、国内の政治的解釈等に基づき影響を受けたり、動揺したりすべきでなく、むしろ環境社会配慮の背後にある崇高な人権概念や国際標準化を目指して、発展すべきであると考えます。</p>	作本委員	
7	2P	<p>仮に人権の対象範囲を議論するならば、保護対象の広狭を</p>	作本	ご意見参考にいたします。なお、現行ガイドラインの 1.4 基本方針に示され

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>議論するのでなく、人権保護の方法や考え方に関する議論を予め行うべきでありましょう。政府がSDGsやビジネスと人権に関する指導原則を先導して点には一応の評価は可能ですが、政府が主導しているからとの理由だけで、また、NAPがJICA・GLに高い評価を送っているからとの理由だけで、「ビジネスと人権に関する指導原則」NAP等に表示された国策に傾倒する必要はないものといえましょう。環境に関する人権保護分野で国際的に高い評価を受けているのは、「ビジネスと人権に関する指導原則」ではなく、むしろより上位の「条約」の法形式による「オーフス条約」であり、JICAは、中長期的には、この条約に基づく権利保障の枠組みに倣うべきでありましょう。本条約の下では、環境をめぐる権利は、「情報を得る権利」、「参加の権利」、「法的救済の権利」の三本立てで、権利サイドから構成されている。仮に、環境や社会あるいは人権保護といった目的達成を期待するならば、権利的なアプローチと義務的アプローチとの円満な調和状態の実現によってこそ、達成されうるものと理解できる。環境問題の解決にとっての国際標準化への近道というならば、まずはオーフス条約への接近あるいはこの水準に向けての達成努力こそが優先されるべきでありましょう。</p>	委員	<p>るとおり、ステークホルダーの参加や情報公開は引き続き重要であると認識しています。</p>
8	2P	<p>「人権を保護する国家の義務に関する取組」（NAP原案）は、「(1) 国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進」において、「政府は、・・・国内外における責任ある企業活</p>	作本委員	<p>ご意見参考にいたします。 JICAは日本の国別行動計画に従って対応を検討していく予定です。</p>

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>動の促進を図ることを目指す。このことにより、行動計画では、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献することを目的とする。なお、本行動計画における「人権」とは、環境破壊による被害やサプライチェーンにおける人権配慮も考慮することとする」（NAP 原案 4P）と述べている。</p> <p>しかし、この NAP 原案が、人権配慮が目的だ「人権を保護する国家の義務に関する取組」（NAP 原案）といいながらも、国家の義務、企業の責任、救済手続きの確立といった本来の制度確立の片面的対応だけに注視しているのは片手落ちであり、これによって、とりわけ紛争が多発しやすい環境分野での人権保障が十分に満たされるとは、到底、期待しがたいといえる。しかも、わが国の NAP 原案においては、指導原則が述べるような「国家」の義務と「政府」の義務との用語使い分けを行っており、政府の義務としては「公共調達、開発協力・開発金融、経済連携協定、人権教育・啓発」の具体的分野の指摘があるが、国家の義務としては「我が国が締結している人権諸条約や、「労働における基本的な原則及び権利に関する ILO の宣言」に述べられている基本的権利に関する原則の尊重・・・の実施を通じ、国際社会を含む社会全体における人権の保護・促進に貢献していくための取組を記載する」（NAP 原案 7P）とされ、国家の義務は、我が国が既に締結している人権諸条約の遵守と労働に関する ILO 宣言の人権保護に限</p>		

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>定されていると、言わざるをえない。</p> <p>わが国の国内環境法制は、環境権の確立も参加の権利も確立もなされておらず、SEA も ESIA も規定化されていない後進的狀態にあり、仮に途上国の環境法制レベルと比較したとしても、大きな制度的な見劣りが明らかとなっている。我が国の高い環境スタンダードから海外への貢献といった JICA のモットーの実施さえ、一層難しくなってきたといえよう。</p>		
9	2P	<p>ビジネスと人権に関する指導原則の中のサプライチェーンに関する原案との関連で、今後、GL に対しどのような影響を及ぼしえるのかは、注視していく必要があるかと思われる。</p>	作本委員	<p>今後、ビジネスと人権に関する国別行動計画について注視するとともに、国際的な動向にも注意します。</p>
10	p.2	<p>公表が本年半ばに予定されている日本政府の「ビジネスと人権に関する国別行動計画」の内容を踏まえた GL の改正が望まれる。（コ）</p>	長谷川委員	
11	質	<p>企業等の活動と人権との関わりに対する国際的認識が大きく進んでいる中、GL の中で明示的にこれらの問題に対処していることを示す意義はあると思います。また、ビジネスと人権に関する国連指導原則と GL との関係では、JICA の実施する各種事業（インフラ事業など）の途上国における労働や人権問題、JICA が支援する民間融資時における当該問題のそれぞれの側面があると考えられます。これらの内容について、どこまで GL の本文で書きこむかは検討する余地があるかと思ひます。（コ）</p>	林委員	

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
12	2	<p>国際影響評価学会（IAIA）の SIA ガイダンス（2015）においても、2011 年の「ビジネスと人権に関する国連指導原則」をうけて SIA において人権に関する評価をデュー・デリジェンスとして組み込む必要があるとしています。したがって、JICA GL においても我が国の NAP を適切に反映できる仕組みを考えておく必要があると考えます。（コ）</p>	柴田委員	
13	スライド 2	<p>「ビジネスと人権に関する行動計画原案」では、数カ所にわたり、JICA の環境社会配慮ガイドラインが、政府による人権の保護、企業による取組みを促す政府の取組み、救済へのアクセスの事例（異議申立て）として言及されている。「ビジネスと人権に関する国連指導原則」は、人権の保護、尊重、救済の実施のために国連で制定されたガイドラインであり、今後、開発協力における人権の保護、尊重、救済に係るものであることから、今後、国別行動計画の策定だけでなく、国際的な運用動向にも注意する必要がある。（コ）</p>	織田委員	
14	PPT1	<p>「社会的に立場の弱いもの」の定義として、運用上 GL2.5 に示す「…マイノリティなど」に含まれるか否かで問題になったケースはありますか？また、開発協力大綱の難民国内避難民や高齢者の記述が、GL2.5 の「…マイノリティなど」の中で読めるかどうかという点が論点なのかと思いますが、高齢者の場合、社会的立場の弱い高齢者の場合には何らかの配慮が必要になるという観点があり得ると思います。いずれにせよ、ここで考えるべきは、GL が重視す</p>	林委員	<p>現行ガイドラインの運用上、ガイドライン 2.5 や別紙 1 の社会的合意の例示に従い、社会的に弱い立場にあるものへの配慮を行っていますが、あくまでプロジェクトごとに相手国等の現地状況に応じて配慮の必要性や配慮の方法を検討しており、例示に含まれていないことをもって配慮対象として検討しないという問題が生じているとは考えていません。ただし、ガイドラインに社会的に弱い立場にあるものの例示があることで、相手国等を含む関係者の間で配慮の必要性や方法の検討がよりスムーズに行われる効果は期待されます。</p>

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>る国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準の尊重に際して、何らかの社会的に弱い立場にあるものに配慮ができる仕組みであることであると考えます。(コ)</p>		
15	スライド 1	<p>本論点の「人権にかかる配慮項目とその範囲・・・」という表現は、表現上の問題だと思うが、人権の尊重が限られた形で適用されるのではとの誤った印象を与えかねない。現行 JICAGL では、理念において「基本的人権の尊重」、2.5 第 2 項でもまず「国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する。」として、その上で「社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する」としている。</p> <p>改定 GL においても、人権は配慮するものではなく、すべての人びとに保障されるものであること、その上で、社会的に弱い立場にある人については人権侵害が起きやすいので侵害されないように配慮するということを明確にしていきたい。(コ)</p>	織田 委員	
16	1	<p>GL「2.5 社会環境と人権への配慮」の表現と「2.3 環境社会配慮の項目」における、人権配慮に関連する項目の表現に微妙な差がある理由は何でしょうか？（質）</p>	柴田 委員	<p>「2.3 環境社会配慮の項目」は影響評価の対象とする項目を示しており、「2.5 社会環境と人権への配慮」は、影響が及ぶ場合に環境社会配慮で留意すべき事項を示していると理解しています。</p>
17	1	<p>「高齢者」、「難民国内避難民」を 2.5 や別紙 1 に追加した場合の適切な配慮の方法については、まずは従来どおり、事業の影響範囲に含まれる恐れのあるそれら社会的に脆弱なグループの特定と影響の評価が必要です。そのうえでの影響低減策や人権の保護、補償の方法は事業ご</p>	柴田 委員	<p>ご指摘のとおり、例示に追加した場合であっても、相手国等の国・地域の状況に応じて社会的弱者に該当するか検討が必要であり、その結果を踏まえて配慮の方法についてもプロジェクトごとに相手国等の現地状況に応じて検討されると考えます。</p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		とに異なると考えられます。(コ)		
18	1	2011年の「ビジネスと人権に関する指導原則」の「B. Operational principle」の解説の中では、脆弱であり少数のグループの課題として、上記（GL 2.5 や別紙 1 の表現）に加えて「national or ethnic minorities」や、「religious and linguistic minorities」、「migrant workers and their families」が挙げられています。これらは既にGLで挙げられている社会的に弱い立場にあるもの「マイノリティなど」に含まれているという理解でよろしいでしょうか？	柴田委員	ガイドラインに例示されているか否かに関わらず、FAQに明記しており、国や地域の状況に応じて下記のような人々も社会的弱者になり得ると考えています。 「環境社会配慮ガイドラインで明記されている人々以外にも、若者や移転対象者、女性世帯主、土地を持たない人、用地取得に関連して当該国法上補償対象とならない人も対象になりうると思います。さらに、国や地域によっては、ステータス（人種や肌の色、性別、言語、宗教、政治的な意見やその他の意見、資産、生まれ等）や要素（ジェンダーや年齢、民族性、文化、識字、病気、（身体的もしくは精神的）障害、経済的に不利な状況、特有な自然資源への依存等）により社会的弱者になりうる人もいます。」
19	1	人権にかかる配慮の範囲、で論点が始まっています。その切り口は配慮の対象を落とすことなく注意深く点検しようという態度の表れだと思われまます。(コ)	石田委員	コメントありがとうございます。
20	1	(NO.19 に対して)一方で、人権にかかる配慮の範囲、とテーマを絞り込む前に、以下のことが必要かと思われまます。 世界人権宣言では、すべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することを平和の基礎としています。 (国連広報センター掲載の世界人権宣言前文より抜粋)	石田委員	（「質問のねらい」について）JICAの取り組みを評価いただき、ありがとうございます。 ご指摘いただきましたとおり、基本的人権や人間の安全保障の考え方は、JICAが行う開発協力の根底にある理念の1つとなっております。 なお、現行GLでは、(序)で世界人権宣言に言及した後、Ⅱ.「環境社会配慮のプロセス」で、「JICAは、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する。」と規定されています。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>信仰の自由、良心にふれ、専制と圧迫への最後の手段として反逆を最後の手段としないように適正な法の適用、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること、と人権宣言の前文で確認しています。</p> <p>（以上、国連広報センター掲載の世界人権宣言より、抜粋及び簡略的介绍）</p> <p>ことほどさように人権は開発援助、国際協力の大切な柱であると思われまますので、まずは人権宣言を再確認し、そして、その次に、世銀なら世銀の A vision for sustainable development を通じて、世銀のミッションとの整合性を確認しています。</p> <p>JICA も、先ず人権を十分に踏まえた援助であることを確認し、次に、組織のミッションとの確認、整合性にふれることを望みます。（コ）</p>		
21	表紙から最後まで	<p>議論の資料のテーマが、人権、ステークホルダー、ジェンダーとなっております。ステークホルダーについては詳細に項目を分析する姿勢と結果がうかがわれます。</p> <p>一方で、人権については人権と環境社会配慮の関わりについて分析が十分になされてないのではないのではないかと</p>	石田 委員	<p>人権については上記（NO.20）の回答のとおりです。</p> <p>ジェンダーについては、現行ガイドラインの運用において特にステークホルダーエンゲージメントを中心に助言やご意見をいただいておりますので、本WGに含めています。</p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>と懸念します。</p> <p>ジェンダーについては、資料にもほとんど出てこず（ステークホルダーの範囲として登場するのみ）、ジェンダーというテーマに何を求めているかが分かりにくいので明確にされることが望ましいかと思われます。（コ）</p>		
22	全体	<p>今回の議論のテーマにジェンダーが含まれているが、JICAから提示されたスライドに明示的に示されておらず、コメントが困難。</p> <p>今後の議論では、ジェンダーに関し、2016年G7伊勢志摩サミットに合わせて発表された、開発協力大綱の分野別開発政策である「女性の活躍推進のための開発戦略」なども参照すべきではないか。</p> <p>また、JICAの環境社会配慮では、弱者としての女性への対応はこれまで行われてきたが、今後の10年を見据えて、SDGsの目標となったジェンダー平等の観点や、女性の開発における意思決定への参加などについてさらに議論を深める必要があるのではないかと思われます。（コ）</p>	木口委員	<p>ジェンダーについては、現行ガイドラインの運用において特にステークホルダーエンゲージメントを中心に助言やご意見をいただいておりますので、本WGに含めています。</p> <p>また、環境社会配慮においてジェンダー配慮を進めていくことは重要と認識しています。JICAにおいては、外務省のODA開発政策「女性の活躍推進のための開発戦略」と、SDGsゴール5に基づき、全JICA事業におけるジェンダー主流化を通じ、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進しております。</p>
23	スライド2	<p>ビジネスと人権に関する指導原則の人権デュー・ディリジェンスは、事業にサプライヤーとして関連する借入人以外の企業に対し、実施が推奨されるものとなれば、長期的に持続的開発に資する可能性があると思われます。（コ）</p>	木口委員	<p>サプライチェーンへの人権デュー・ディリジェンスの実施は長期的な持続的開発に資する可能性もあるかと存じますが、策定中の日本の行動計画に従って対応を検討して参ります。</p>
24	スライド1	<p>人権が侵されやすい社会的に弱い立場にある人びとがどのような人びとかということは、地域によっても状況によ</p>	織田委員	<p>現行ガイドラインの運用上、ガイドライン2.5や別紙1の社会的合意の例示に従い、社会的に弱い立場にあるものへの配慮を行っていますが、あくま</p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>っても異なることから、予めすべてを特定することはできない。また、GL の運用にあたり、列記されている弱者のみ配慮すればよいということも避けなければならない。</p> <p>しかし、脆弱な人々という一般的定義では、さまざまな困難な状態にある、人権を侵害されやすい人びとは見過ごされる危険があることから、いくつか列記して例示することは必要である。列記は、少なくとも開発協力大綱および GL に挙げられたグループは残すべきであるが、加えて LGBTQI の人びとのように性的指向・性自認にもとづく少数者も、新たに加える必要がでるかもしれない。少なくとも「ビジネスと人権に関する行動計画原案」では性的指向・性自認が挙げられている。</p> <p>さらに、近年、女性の障害者、難民女性で性暴力被害者のように、複合的、交差的要因による脆弱性に注意が向けられていることから、単に脆弱な人々を並列するのではなく、複合的・交差的側面など、多様な基準を含めるよう留意が必要となる。</p> <p>なお現在の GL では、特定のグループ（先住民、障害者など）と配慮対象分類基準（ジェンダー、子どもの権利）が混在している。しかし、環境社会配慮に当たっては、いずれも重要であることから、いずれか一方ではなく、両者の関係性と重要性を担保する記述とされたい。（コ）</p>		<p>でプロジェクトごとに相手国等の現地状況に応じて配慮の必要性や配慮の方法を検討しています。ただし、相手国等を含む関係者の間で、ガイドラインに社会的に弱い立場にあるものの例示があることで、配慮の必要性や方法の検討がよりスムーズに行われる効果は期待されます。</p> <p>LGBTQI の人々への対応は、世銀の ESF には言及されておりませんが、他の MDBs の動向も踏まえ今後検討して参ります。</p> <p>社会的弱者の例示に際しては、ご指摘のように複合的、交差的要因に留意した例示の方法を今後検討します。</p>
25	スライド 1	<p>世銀 ESF の A Vision for Sustainable では、平等と非差別の原則を掲げている。このことは特に、ESF の労働やステ</p>	織田委員	<p>開発協力大綱の適正性確保のための原則に述べられている「格差是正、子ども、障害者、高齢者、少数民族・先住民族等の社会的弱者への配慮等の</p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>ークホルダーエンゲージメントに関してしばしば言及されている重要な原則である。しかし、日本の開発協力大綱でも現行GLでも「差別」という文言は用いられていない。差別されないこと、しないことは「世界人権宣言」にも謳われていることであり、JICAのGLでは「国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する。」とされていることから、今後原則に、「非差別」という文言を加えるべきと考える。（コ）</p>		<p>観点から、社会面への影響に十分注意を払い、あらゆる場面における多様な関係者の参画に努めつつ、公正性の確保に十分配慮した開発協力を行う。」を踏まえると「公正性の確保」という考え方がご指摘の点を表現していると考えます。こうした点も踏まえ、今後の対応を検討して参ります。また、現行ガイドラインの別紙1 社会的合意 2. に「社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない。」とありますので、世銀の平等や非差別の原則が具体的に目指すところの社会的な意思決定プロセスへの参加への障害を撤廃する点は既に盛り込まれていると考えます。</p>
26	1 ページ	<p>現行ガイドラインでは、人権に関する記述がいくつかの項目に分散している傾向にあるため内容を整理するとともに、開発協力大綱を参考に、難民国内避難民や高齢者を含めて社会的に脆弱な立場に置かれやすい対象をまとめて示すとともに、別紙1の社会的弱者に関する記述と整合性をとることを検討すること。（コ）</p>	村山委員	<p>ご意見参考にいたします。難民国内避難民や高齢者については回答1番のとおりです。</p>
27	2 ページ	<p>民間連携事業（海外投融資、協力準備調査（PPP インフラ事業））については、「ビジネスと人権に関する国連指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組の実施」の遵守を求めることを検討すること。（コ）</p>	村山委員	<p>ビジネスと人権に関する国連指導原則につきましては、同原則をもとに策定中の日本の行動計画に従って対応を検討して参ります。</p>
【5.2 ESS10 ステークホルダーエンゲージメント計画の参照の要否】				
28	スライド4	<p>世界銀行は Stakeholder Engagement Plan（SEP）を独立した文書として作成することを求めているのか。ESIA 等の一部に含めることを可としているか。（質）</p>	田辺委員	<p>世銀 ESS 10 の Footnote 3 に'Depending on the nature and the scale of the risks and impacts of the project, the elements of a SEP may be included as part of the ESCP and preparation of a stand-alone SEP may not be</p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				necessary.'と記載されており、必ずしも独立した文書として作成が求められているわけではありません。
29	スライド 4	GL 別紙 1 の「社会的合意」及び GL 別紙 2 の「協議」は、ESS10 の記載に沿って修正すること。（コ）	田辺委員	本 WG でのご議論を踏まえ、今後の対応を検討して参ります。
30	JICAGL p2, 資料 P3, ESS10 P98	JICA での「現地ステークホルダー」は事業の影響を受ける個人や団体及び現地で活動している NGO を指す。「ステークホルダー」は「現地ステークホルダー」を含み、協力事業に知見もしくは意見を有する個人や団体を指す。一方、世銀は、ESS10 で “stakeholder” refers to individuals or groups who: (a) are affected or likely to be affected by the project (project-affected parties); and (b) may have an interest in the project (other interested parties) と定義をしている。ステークホルダーの表現は異なるが、実質同じと解釈してよいのか？（質）	山岡委員	現行ガイドラインと世銀 ESS 10 のステークホルダーの範囲は実質同じと考えています。
31	JICAGL p1 & 3, 資料 P3, ESS10 P98	世銀は、ESS10 で、借入人 (Borrower) と事業の利害関係者 (project stakeholders) を区分し、その関係に注目している。この借入人は JICA GL が定義する相手国等に含まれると解釈してよいのか？すなわち、借入れ側の環境社会配慮の責任者 (主体) は、JICA GL では、借入人を含むグループと考えてよいのか？（質）	山岡委員	現行ガイドライン上、「相手国等」とは、相手国、相手国政府(地方政府を含む)、借入人又はプロジェクト実施主体者をいう。」と定義されていますので、借入人も含まれます。また、ガイドライン 1.4 では、環境社会配慮についての責任は相手国等にあることを述べています。
32	ESS10 p98	A. Engagement during project preparation Stakeholder identification and analysis において、下記の記載がある。	山岡委員	コメント欄に引用された ESS 10 para11 は、プロジェクトの影響を受ける人々の中で、特に社会的に弱い立場の人々の関心や懸念等の特定や分析方法について述べており、脆弱性に配慮したコミュニケーションを実施すべ

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>“the Borrower will further identify individuals or groups who may have different concerns and priorities about project impacts, mitigation mechanisms and benefits, and who may require different, or separate, forms of engagement. An adequate level of detail will be included in the stakeholder identification and analysis so as to determine the level of communication that is appropriate for the project.”</p> <p>上記の後半で、ステークホルダー分析では、影響や関心の違いにより分類したステークホルダーに応じて、事業に適切なコミュニケーションレベルを定めることを求めている。GLでも相手国等に対して、ステークホルダー別にコミュニケーションレベルを事前に決めておくことを要求することは効果的と考える。（コ）</p>		<p>きとされています。</p> <p>一般論として、影響や関心の違いによりフォーカスグループディスカッションなど異なるコミュニケーション方法をとることはあり得ますが、ステークホルダー分析を経てそのようなアプローチは個別の事情に応じて都度検討するものと考えています。とるべきコミュニケーション方法を予めガイドラインで定めておくことは難しいのではないかと考えます。</p>
33	P3	<p>ステークホルダーの参加と協議は紛争の未然防止や事業計画改善の観点から重要であり、世銀 ESF-ESS10 は大いに参考になる。特に、SEP の作成と実施を義務付けた点は重要。また SEP の記載事項を明確化することで、参加手続の質が確保できるので、JICA GL でもこの仕組みを取り入れるべき。（コ）</p>	錦澤委員	<p>ご指摘のとおりステークホルダーの参加や協議において必要な配慮の質の面で世銀や IFC と大きな乖離がないよう、ESS 10 を参考に重要な配慮項目をガイドラインで整理することは一案と考えます。一方、SEP を独立した計画文書として全案件で一律に導入することは、従来の EIA や RAP におけるステークホルダーの参加手続きに重複する部分もありますので、慎重に検討して参ります。</p>
34	P3	<p>IFC の規定にあるように、SEP 自体を公開することが求められる。（コ）</p>	錦澤委員	
35	P3	<p>JICA GL では「2.4 現地ステークホルダーとの協議」に関して詳細なプロセスを説明する形となっていて、「基本事</p>	錦澤委員	

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>項4 ステークホルダーの参加を求める」を受けた内容が Consultation（協議）の内容に限定されている印象を受ける。世銀 ESS10 では、Stakeholder Engagement と表現し、SEP を作成することとしている。JICA GL においても、「ステークホルダーの参加」などの表現に改めて、周知やコミュニケーションの方法などを含めたより包括的な内容として整理すべき。（コ）</p>		
36	3P	<p>世銀は、ESS10 が定める苦情処理手続きを、借入れ国側に対する requirement として要求する。しかし、とりわけ Annex1 の記述されているような、透明性ある手続きや苦情処理手続きの透明性確保、さらに解決できなかった場合の訴訟手続きについて、国際機関でない JICA が相手国に単独で要求すべきかどうかについては、極めて慎重に対応すべきでないか。苦情処理のための機関設置や手続きの整備までは、(場合によっては、一定レベルの透明性確保までは)、相手国の了解を得ることは可能であろうが、相手国内の司法手続きにまでも要求するのは、一国の援助実施機関の力では越権的との非難を受けかねない(IMF や世銀は、過去の金融危機において、途上国側の金融法制改革の実施を条件とした融資を実施していた)。また、相手国の関係法の欠如に対して、法整備を要求するまでになると、相手国からの要請を受けて行う法整備支援の枠を超えてしまうどころか、相手国の司法分野への干渉とみなされ、取り返しのつかない国家間の紛争に</p>	作本 委員	

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		発展する可能性さえ予想される。協調融資等で世銀側が行うのは構わないが、JICAのような一国の援助実施機関が単独で実施する場合には、過大なリスクが予想される。世銀による進捗を見てからでも遅くないのでないか。		
37	5	国際影響評価学会（IAIA）のSIAガイダンス（2015）においても、SEPはRAP等とならんで、Social Impact Management Plan（SIMP）の一部をなす重要なドキュメントとして位置づけられています。GLの中でSEPの作成と公開の支援について言及すべきと考えます。（コ）	柴田委員	
38	スライド3	Stakeholder Engagement Plan（SEP）で求められている内容は詳細で、ステークホルダーの意味ある参加に欠かせない点を含んでいることから、名称や独立した計画にするかどうかは別として、その内容はJICAGLに含めるべきである。（コ）	織田委員	
39	P4	JICA GLの「3.2.2 モニタリング結果の確認」の中に苦情処理メカニズムの結果を盛り込み、苦情発生状況の報告を義務付ける仕組みとすべき。（コ）	錦澤委員	現行ガイドラインの運用では、苦情処理メカニズムの設置と運用状況をモニタリングし、結果の報告を相手国等から受領しています。
40	p.3	過去の事案で、現行GLのもとSHMや異議申立（苦情処理）手続きを実施した際の、問題点や今後の課題を教えてください。（質）	長谷川委員	環境社会配慮ガイドラインレビュー調査では、苦情処理メカニズムについて、当該国の既存の司法プロセスとは別の事業独自の苦情処理メカニズムの設立、苦情処理委員会への被影響住民や女性、部族代表、NGO等の参画、苦情処理メカニズムの利用性の向上が確認されています。
41	PPT3	世銀のステークホルダーエンゲージメントは、ステークホルダーの関与のプロセスを明確化する意味で、重要な前進	林委員	ご指摘のとおりステークホルダーの参加や協議において必要な配慮の質の面で世銀やIFCと大きな乖離がないよう、ESS 10を参考に重要な配慮項目

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		と考えられます。なお、世銀のステークホルダーエンゲージメントと GL の実質的な相違点を整理した場合、追加的に検討すべき要素を整理した上で、例えば、SEP の作成とその中身、意味ある協議の具体的な定義などの個別の論点を議論していく必要があるものと思います。（質）		をガイドラインで整理することは一案と考えます。
42	PPT3	世銀のステークホルダーエンゲージメントに対応した他のドナーの動きについて何か情報はありますか？（質）	林委員	他の MDBs についてもステークホルダーエンゲージメントは世銀と似たような政策上の枠組みになっています。
43	Template for ESS10: Stakeholder engagement plan and stakeholder engagement framework	4.3. Proposed strategy for consultation. 具体的であるため、調査団等への示唆が大きいと思われるから、ガイドラインに載せるなどの選択があっても良いと思われる。（コ）	石田委員	ご指摘のテンプレートも参考に、ステークホルダーの参加や協議において必要な配慮の質の面で世銀や IFC と大きな乖離がないよう、重要な配慮項目をガイドラインで整理することは一案と考えます。
44	Template for ESS10: Stakeholder engagement plan and stakeholder engagement framework	この冊子を分析してガイドラインの別紙として載せる価値があると思われる。（コ）	石田委員	
45	Template for	世銀の SEP と SEF に描かれる内容が JICA の既存のスキ	石田	ご指摘のように、従来も EIA や RAP のステークホルダー協議でもステーク

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
	ESS10: Stakeholder engagement plan and stakeholder engagement framework	ーム或いは既存のプラクティスで含まれている場合は、そちらを採用することも十分考えられると思われます。	委員	ホルダーの特定や分析、社会的弱者の参加方法への配慮等は一定程度行ってきており、これらのプラクティスをより充実させていく方法も考えられます。
46	スライド 4	包括的なステークホルダー分析を伴う Stakeholder Engagement Plan (SEP)作成は、住民の権利保護等で有益なものとなる可能性は高い一方、借入人の実施能力によって、その質が左右されるものと予想される。このプロセスを取り入れる場合は、para12 . Depending on the potential significance of environmental and social risks and impacts, the Borrower may be required to retain independent third party specialists to assist in the stakeholder identification and analysis to support a comprehensive analysis and the design of an inclusive engagement process. にあるように、独立した専門家の採用が検討されるか、JICA の側で国際水準を維持したものが作成されるよう、実施におけるサポートの体制を明確にする必要があると考えます。（コ）	木口委員	ステークホルダーエンゲージメントは実施機関の責任で実施されますが、協力準備調査を実施する案件では JICA はステークホルダーエンゲージメントの準備や実施の支援を行います。
47	スライド 3	世銀のステークホルダーの定義は、JICAGL と若干異なる。現行 JICAGL は「現地ステークホルダー」という文言を用いているが、「現地」にこだわる必要があるのか？（質）	織田委員	ご指摘のとおり現行ガイドラインには「現地ステークホルダー」という用語を用いていますが、ステークホルダーの範囲は事業の影響を受ける個人や団体（及び現地で活動する NGO）とそれ以外の事業に知見や意見をもつ

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				個人や団体の二分類であり、この区分は有効だと考えます。
48	スライド 3	<p>意味ある参加は現行 JICAGL でも用いられているが、定義されていない。レビュー調査最終報告書によると SHM の参加者が 492 名というのがあることから、果たして現在の JICAGL の下で意味ある参加が行われているか疑問なしとしない。世銀 ESS10 の、双方向プロセスという定義を含めるべきである。</p> <p>ADB SPS では、意味ある協議に、女性を含む脆弱な人々の参加を safeguard criteria としている。JICAGL の改定においても参考にすべきである。（コ）</p>	織田委員	ご指摘のとおりステークホルダーの参加や協議において必要な配慮の質の面で世銀や IFC と大きな乖離がないよう、ESS 10 を参考に重要な配慮項目をガイドラインで整理することは一案と考えます。
49	スライド 4	<p>苦情処理メカニズムは、現行 JICAGL でもわずかに言及されているが、定義はない。世銀の ESS10 では、申し立ての方法、記録、手続きなどの詳細が含まれており、携帯電話や e-mail でも出せるとのことで、是非取り入れるべきである。ただ、労働、先住民、ステークホルダーエンゲージメントとあちこちで苦情処理が出てくることから、整理が必要ではないか。</p> <p>ADB の SPS では、苦情処理メカニズムおよび苦情回復メカニズム(Grievance Redress Mechanism) に際し、ジェンダー包摂的、ジェンダーニーズに対応的、ジェンダーに感応的などの表現で、苦情処理メカニズムジェンダー視点を含めることを強調している。非常に重要な視点であり、是非 JICAGL でも含めるべきと考える。（コ）</p>	織田委員	苦情処理メカニズムの重要性についてはご指摘のとおりです。ESS 2, 7 10 のそれぞれの苦情処理メカニズムに関する記載を参考に、環境社会配慮ガイドラインやその他の制度での対応を含め今後の対応を検討して参ります。
50	3-4 ページ	これまでの案件ではステークホルダー協議の内容に現地	村山	現行ガイドラインの運用上、「現地ステークホルダー」とのその他の「ステ

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		ステークホルダー（被影響住民や NGO など）とその他のステークホルダーの区別が明確でない例がみられることから、他の機関の定義を参考に、ステークホルダーの表現を改めて検討すること。（コ）	委員	「ステークホルダー」の定義の区別は明確にするよう努めます。一方、事業対象地域の自治体の役所関係者は、協力事業に知見または意見を有するものとしてその他の「ステークホルダー」に含まれることから、ステークホルダー協議に含まれます。
51	3-4 ページ	現地ステークホルダー対象にした意味ある協議の方法については、世銀 ESS10 を参考に双方向のプロセスで行うことを明記するとともに、情報提供とフィードバックを求めることなどの追記を検討すること。（コ）	村山委員	ステークホルダーの意味ある参加については、FAQ に「「意味ある参加」とは双方向のコミュニケーションがあって、ステークホルダーの意見が適切に計画に反映されることを意味しています。」と明記しており、これを踏まえて現行ガイドラインの運用を行っています。さらにガイドライン本文に追記することについて、本 WG でのご議論も踏まえ、今後の対応を検討して参ります。
52	3-4 ページ	現地ステークホルダー対象にした協議の際に、特に社会的に脆弱な立場に置かれやすい対象からの意見聴取に配慮することを検討すること。（コ）	村山委員	現行ガイドラインの運用では、社会的弱者について「社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていない。」とのガイドライン別紙 1 の規定に基づき、協議の方法を工夫する等の配慮を行っていますが、引き続き配慮を行っていく所存です。
53	3-4 ページ	現地ステークホルダーの苦情処理メカニズムに関する内容の追加を検討すること。（コ）	村山委員	苦情処理メカニズムに関する内容について、より具体的にどのような検討が必要か、本 WG でのご議論も踏まえ、必要に応じて今後の対応を検討して参ります。
54	3-4 ページ	ステークホルダー全体の意味ある協議の一つとして、現地ステークホルダー以外のステークホルダーに対する情報提供と文書形式での意見聴取についても検討すること。（コ）	村山委員	現地ステークホルダー以外のステークホルダーに対する情報提供と文書形式での意見聴取について、より具体的にどのような検討が必要か、本 WG でのご議論も踏まえ、必要に応じて今後の対応を検討して参ります。
【5.3 ステークホルダー分析の実施】				
55	スライド 4	マスタープラン段階、F/S 段階、詳細設計段階では、それ	田辺	ご指摘のとおり、案件の段階に応じてステークホルダーの特定や分析の精

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>ぞれステークホルダーの対象範囲の絞り込み度合いや分析結果の精度が変わってくるため、基本的な考え方をFAQ等で整理したほうが良いと思われる。（コ）</p>	委員	<p>度は変わり得ると考えられます。FAQを含め、整理の方法は今後の対応を検討して参ります。</p>
56	ESS10 P100	<p>ESS10 に記載されているように、ステークホルダーの不満を受け入れる手法やプロセスを事前に（SEP に）示すことは、GL でも参考になる。“C. Grievance mechanism” The Borrower will respond to concerns and grievances of project-affected parties related to the environmental and social performance of the project in a timely manner. 中略 The Borrower will inform the project-affected parties about the grievance process in the course of its community engagement activities “ ただし、SEP を作成しなくても、GL に示すことは可能と考える。（コ）</p>	山岡委員	<p>苦情処理メカニズムは従来も非自発的住民移転の影響を受ける現地ステークホルダーを対象に設置されています。苦情処理メカニズムの設置は計画段階のステークホルダー協議で周知されています。</p>
57	P4	<p>ステークホルダー分析によって、関係者及び争点が明確化することは意味があるものの、義務付けるのは、事業者への過度な負担と非効率の原因になりうる。「このような方法も有効である」とGL上で奨励するような形で盛り込むことができるか？（質）</p>	錦澤委員	<p>ステークホルダー分析は、案件の特性や環境社会リスクに応じた深度で実施されるべきであり、過度に詳細な分析を求めることはご指摘のとおり相手国等への負担や非効率の原因となりえます。ガイドラインへの反映の要否およびその方法は、今後の対応を検討して参ります。</p>
58	P4	<p>ステークホルダー分析では、「①ステークホルダーの把握」と「②論点や争点の把握・構造化」の二つの要素が重要になると思われるが、それらの結果を適切にSEPに反映することが求められる。例えば、前者では5.1との関連で社会的弱者が抽出された場合の参加手法としてフォーカス</p>	錦澤委員	<p>ご指摘の点はステークホルダーの意味ある参加を確保する上で重要と考えています。ガイドラインへの反映の要否およびその方法は、今後の対応を検討して参ります。</p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		グループインタビューを実施することや、後者ではステークホルダー間での意見の相違がある場合に個別協議の場を設けるなど、が考えられる。これらの仕組みは参考情報のような位置づけで GL に盛り込むことが望まれる。（コ）		
59	3P	世銀は、ESS10 の中で、ステークホルダー分析を借入国に要求する。ESS10 の para10 以下に記載はされているが（An adequate level of detail will be included in the stakeholder identification and analysis so as to determine the level of communication that is appropriate for the project）、どの程度の精度をもったステークホルダー分析を要求されているのかが不明である。JICA は、既に SHM での参加者構成や議事録の公表といった方法や、RAP 報告の作成等でかなりの精度を高めてきている。この「分析」に込められた言葉の意味合いや、一定の報告フォーマット・分析手法を伴うものなのかが不明である。	作本委員	ご指摘のとおり、ESS 10 に記載されているステークホルダーエンゲージメント計画をそのまま JICA で取り入れることは、従来の EIA や RAP におけるステークホルダーの参加手続きに重複する部分もありますので、慎重に検討して参ります。
60	p.4	SHM 等での地域住民の質問・コメントに応じて約束された対応策が適切に講じられたかをフォロー・確認できるよう、EIA・RAP で作成されるモニタリング計画にしっかりと反映されることが重要である。（コ）	長谷川委員	ステークホルダーの意見が適切に計画に反映されることは重要と考えています。実施段階に入ってからフォローすることも重要ですが、EIA・RAP で作成されるモニタリング計画への反映はモニタリング自体に係るコストも踏まえてステークホルダーの意見自体の重大性や対応の難しさ等を踏まえて合理的な範囲で行われるべきと考えます。
61	GL 報告書 55	JICA が運用で行ってきたステークホルダー分析の知見や手法を整理し、生かせるように検討してはどうでしょうか？これらの事例と世銀が求めているステークホルダー分析との間に乖離があるようであれば为什么呢？	林委員	環境社会配慮ガイドラインレビュー調査では、対象案件についてステークホルダー分析の事例を整理していますが、マトリクス、ダイアグラム、ブレインストーミング等の多様な手法を適用している事例が見られました。世銀もステークホルダー分析の手法は案件毎に多様な手法を用いていると

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		例えば、協調融資などの経験から何か相違点はありましたでしょうか？（コ・質）		理解しています。
62		環境社会配慮の適用に際して、これまで相手国が既にEIAを実施していたケースもあり、そのような場合には世銀のSEPを使ってステークホルダー協議が的確に行われているかどうかの判断道具にもなるように思われます。（コ）	石田委員	いただいたコメントは今後のガイドラインの運用に活かして参ります。
63	ESS10,GN.6.3(a)	<p>ステークホルダー分析を実施し、その結果を踏まえたうえでステークホルダーとの会合、および、ステークホルダーを知る調査活動が並行して進められると思われます。</p> <p>これまでの環境社会配慮における調査資料では事前のステークホルダー分析がかならずしも明瞭に示されていないこともあったように記憶しています。</p> <p>透明性の視点からも、内部検討されていることと思われる（ステークホルダーを割り出すための分析など）も、スコoping報告書類、住民に示す情報に含まれることを望みます。（コ）</p>	石田委員	<p>ステークホルダーの特定と分析の結果は、EIA や RAP に含めて公開されることが望ましいと考えます。</p> <p>なお、ステークホルダー分析により特定の個人やグループの利益や脆弱性を浮き立たせる場合には、当該記載の公開は現地の状況に応じて慎重に行うべきと考えています。</p>
64	Template for ESS10: Stakeholder engagement plan and stakeholder	SEP を子細に学習して、これまでの事前調査などの実施における不足していた点、或いは、既に実施されている点を洗い出して、より漏れの無いステークホルダーへの配慮を実現してほしいと思うところです。（コ）	石田委員	いただいたコメントは今後のガイドラインの運用に活かして参ります。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
	engagement framework			
65	Template for ESS10: Stakeholder engagement plan and stakeholder engagement framework	<p>SEP では、脆弱なグループ、マージナライズされたグループの分析や特別の配慮について、項目を設けて明記しているようです。</p> <p>そのやり方を使えば準備調査以降の調査から事業の実施モニタリングまで間違えなくその情報を伝えていけるように考えられるので、JICA の環境社会配慮におけるステークホルダー分析でも、同様の在り方を取り入れることを考慮することを考えていただければと思います。（コ）</p>	石田委員	いただいたコメントは今後のガイドラインの運用に活かして参ります。
66	これまでの協力準備調査を対象としたWGでの討議など	<p>ステークホルダー協議では、そのチャンスを十分に用いて、技プロ並みまでとはいかないまでも、事業実施中の単純労働作業への従事にとどまらず、地域の人たちの経済的な便益などを目指し、彼らが主体的に継続できる規模での営農行為や生計に役立つ活動の導入を積極的に考えて行く機会としてほしいものです。その活動導入も事業のモニタリングに含めてくださる必要があります。</p> <p>弱者とよばれる人たちが、事業という機会を用いて、自らの社会経済的な開発に取り組んでいく、参加するということに支援を進めていくというのは SDGs 等の国際協力事業の目的にも直接につながるのだと思います。</p>	石田委員	いただいたコメントは今後のガイドラインの運用に活かして参ります。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
67	Template for ESS10: Stakeholder engagement plan and stakeholder engagement framework	7. Involvement of stakeholders in monitoring activities。利害関係者による、あるいは、利害関係者も交えて事業の影響をモニタリングすることは、事業効果の持続性を高めるうえでも重要です。ここも含められるよう考慮してほしいところです。	石田委員	いただいたコメントは今後のガイドラインの運用に活かして参ります。
68	スライド 4	世界銀行の Stakeholder Engagement Plan（SEP）が公開された後、ステークホルダーとして認識されていなかったアクターからの苦情等があった場合、世銀はどのような対応を行なっているか、事例を把握しているようであれば教えていただきたい。（質）	木口委員	世銀にて SEP 公開後にご質問のような事例があるかどうかは把握しておりません。
69	スライド 5	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆるデータを性別、年齢別、その他民族などの要素別に収集、分析すること ・ステークホルダー協議への参加者だけでなく、そこでの発言に関しても性別、分かれば、年代、民族などで属性別に示すこと ・世銀 ESF では世帯内での生計や土地の補償の選好も現金か代替地かなどに関して男女の間で違いがあることに注意を喚起しており、是非取り入れるべき視点である。 ・苦情処理メカニズムなどの様々なメカニズムにおけるジェンダーバランスについても留意すべきである。（コ） 	織田委員	ご指摘のとおり性別、年齢別、その他の民族などの要素別にステークホルダーに関する情報を収集、分析することで、世帯等の特定のグループ内の個人の意見をくみ上げ、より適切な配慮を行うことが可能と考えられます。一方、準備調査の諸制約がある中では、性別等に応じたフォーカスグループディスカッションといった別の方法でも多様な個人の意見をくみ取ることが可能です。このため、今後も可能な範囲で様々な手法を組み合わせ、ステークホルダーの多様な意見をくみ取り、事業計画に反映していくよう努めて参ります。
70	3-4 ページ	現地ステークホルダーについては、特に社会的に脆弱な立	村山	社会的に脆弱な立場に置かれやすい対象の特定方法について、本 WG のご

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		場に置かれやすい対象の特定方法を検討すること。（コ）	委員	議論も踏まえ、今後の対応を検討して参ります。
71	3-4 ページ	現地ステークホルダー以外のステークホルダーの範囲は多様であることから、ある程度の目安を示すことを検討すること。（コ）	村山 委員	現地ステークホルダー以外のステークホルダーの範囲の目安について、本WGのご議論も踏まえ、今後の対応を検討して参ります。